

平成19年度第2回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会
議事概要

- 1 日時
平成19年10月30日(火)午前10時～
- 2 会場
新潟市役所 白山浦庁舎2号棟4階402会議室
- 3 出席委員(6名)
及川委員(部会長), 千葉委員(部会長代理), 田口委員, 藤堂委員, 野中委員, 南委員
- 4 事務局出席者
池田環境対策課長, 関根環境対策課長補佐, 松田環境対策課企画係長, 野口環境対策課水質係長 ほか

<開会>

関根補佐 | 本日の出席状況については, 委員6名全員から出席いただいている。

<議事>

及川委員 | 平成19年度第2回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会の議事を進める。
新潟市の環境影響評価制度のあり方を検討するわけだが, その進め方について事務局から説明をお願いしたい。

松田係長 | 本日は, 「制度の形式」「対象事業」「対象事業の規模要件」についてその考え方を検討していただく。
詳細な内容については, 平成21年度に施行規則, 配慮指針及び技術指針を策定する際にまとめることとなるが, 本日の部会でもある程度の大枠について触れることとなる。

及川委員 | 策定のスケジュールについて, その流れを説明していただいた。
平成20年度末までに制度のあり方や条例を策定し, 平成21年度に入ってから施行規則, 技術指針及び配慮指針を策定し, 平成22年4月1日から全面施行ということ。
このことについて, 委員から質問や意見はないか。

- 田口委員 国の制度が変わるというのは、平成 21 年度からか。そのことと新潟市条例策定のタイミングについては、どう関係してくるか。
- 松田係長 環境影響評価法が平成 11 年 6 月から施行されているが、平成 17 年度に基本的事項の改正、平成 18 年度に主務省令の改正がなされた。基本的事項とは、環境影響評価制度の基本的事項をまとめたものであり、主務省令とは、各省庁が開発事業を行うに当たってアセスを実施するためのマニュアルのようなものである。国の制度については、平成 21 年度の制度見直しに向けて現在、国が検討しているとのこと。新潟市条例は、平成 17 年度の基本的事項の改正や平成 18 年度の主務省令の改正を踏まえた内容で検討したい。
- 及川委員 国の制度改正と合うという点では、いいタイミングということか。
- 松田係長 その通り。
- 及川委員 すでにアセス条例を策定している自治体も、国の動きに合わせて改正するのであれば、スケジュールとしてはいいタイミングということだろう。
- 南委員 国の制度の見直しは、平成 21 年度であるが、新潟市条例の検討は、平成 20 年度中となっている。これは、国の制度の見直しより前に新潟市条例を検討することとなる。国の制度の見直しの内容は、不明だが、新潟市条例は、不十分な内容ということとなる。場合によっては、国の制度の見直しに合わせて、条例の一部改正をすることは可能か。
- 池田課長 基本的事項の改正と主務省令の改正については、反映できる。国の制度の見直しは、法律を策定してから 10 年後ということとで全面的な見直しとなるが、基本的には戦略的環境アセス（SEA）を導入するかどうかを検討されている。国の制度の見直しと新潟市条例の策定は、同時進行であり、国の制度の見直しに関する内容を新潟市条例に反映させることは、間に合わない。

- 池田課長 国の制度の見直しを受けて改正すべき点があれば、新潟市条例の一部改正については、検討しなければならないと考える。国がS E Aを検討していることを承知しているが、それ以外については、不明。基本的事項の改正及び主務省令の改正で考え方が前進しており、それ以上のものとなるとS E Aが一番大きい。他の政令市でS E Aを検討しているところは、あまりない。新潟市でS E Aを導入するかどうかは、ひとまず条例を作った後の話となる。
- 及川委員 時期的には、新潟市条例の公布は、平成21年4月1日の予定となっている。
- 南委員 それは、部分施行のことではないか。
- 池田課長 条例そのものは、平成21年4月1日からとなるので、国の制度の見直しがなされる前に新潟市条例のだいたいの枠組みが決まってしまう。
- 及川委員 S E Aなど大きな変化については、もう一度見直す必要があるということ。

【制度の形式について】

- 及川委員 検討課題1「制度の形式について」ということで、まず事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 (資料1及び資料1-1に基づき説明)
- 及川委員 制度の形式ということで、国、新潟県及び他都市の状況について説明があったが、いかがか。
- 南委員 新潟市条例は、新潟県条例よりも進んだものにしたいということだった。国の基本的事項及び主務省令の改正については、新潟市条例に盛り込むということによろしいか。
- 松田係長 その通り。
- 南委員 そうなると、資料に「早期段階からの環境配慮の促進」とあるが、これは、S E Aのことか。

- 南委員 　　また、「対象事業以外によりもたらされる将来の環境の状況を明らかにする必要がある」とあるが、これも事後アセスでは不可能。
したがって、S E Aについては全部を導入するのか、あるいは一部を導入するのかを伺いたい。
また、他都市のS E A導入事例に対する意見を伺いたい。
- 松田係長 　　S E Aについては、今日の検討課題ではなく、次回に検討していただく。
資料の文言については、制度改正についての考え方を記述したものであり、これによりS E Aを導入することを決定したものではない。
ここでは主に、形式ということで条例なのか、その他要綱なのかという点について検討していただきたい。
- 南委員 　　では、S E Aについては、次回ということか。
- 松田係長 　　ただし、S E Aについてまったく考えていないということではない。
S E Aとはいかないが、事前配慮制度というものを考えている。
S E Aは、内容が固まる前、構想段階でのアセスとなるが、その時点でのアセスの実施は、難しいという課題が全国で示されている。
新潟市が考えている事前配慮制度は、配慮する内容を事前に公開しておいて、事業者自らが計画策定に当たってアセスを実施する前に、予め計画概要を行政に提出するという、簡略版S E Aのようなもの。
S E Aと違い、もう少し事業が具体化した段階で事前配慮を実施したいと考えている。
- 南委員 　　東京都や埼玉県で実施しているS E Aについては、どのように評価しているか。
- 松田係長 　　現在、S E Aを実施しているのが東京都、埼玉県、京都市及び広島市。
また、全国の大都市が集まる会議で意見交換などを行っているが、学識経験者から事業内容が決まっていない段階で資料が出てくるが、何をどのように評価していいかわからないので、S E Aの段階では検討のしようがないとのこと。

南委員	そうではなくて、東京都などのS E Aについてどのように評価しているかと訊いている。
池田課長	<p>制度を運用するうえでの課題ということで東京都がいうには、計画が固まっていない段階において評価項目や予測評価方法などを選定することが難しいこと、計画が固まった段階において計画内容が異なる複数案を作成することが課題であること、計画段階環境影響評価と事業段階環境影響評価の違いの明確化・メリハリが非常に難しいとのこと。</p> <p>これは、大都市環境影響評価担当者会議において、今年10月に東京都が回答したもの。</p>
南委員	東京都では、すでに複数の実績があると思うが。
池田課長	事例としては2件あったとのこと。
南委員	東京都は、計画段階ということで事業計画が明らかとなっていない状態でのものか。
池田課長	その通り。
及川委員	<p>S E Aの話は、検討していく中で出てくるので、また検討することとしたい。</p> <p>新潟市としては、条例化しないといけないというのが検討課題のポイントだと思われる。</p> <p>条例にせよ、要綱にせよ、透明性については確保されていると思うが、ここでは何を意味するのか。</p>
松田係長	<p>要綱だと透明性や公平性が確保できず、条例ならそれらが確保できるということについて、その理由は、理解できなかった。</p> <p>要綱であっても、情報公開を行い、市民意見を入れるという制度を確立すれば、透明性や公平性を確保できると思う。</p> <p>しかし、それに疑義が投げかけられているということで、条例と要綱の違いを考えると、条例は、議会を通して決められるものであり、要綱は、行政が決めることができるということ。</p> <p>要綱は、制度そのものを行政の恣意性によって、議会のチェックを受けることなく変えることができるだろうということ。</p> <p>そういう意味で要綱については、透明性や公平性の確保に疑義が投げかけられているものと推定される。</p>

- 田口委員 条例については、行政として責任を持つ必要性が出る。要綱だと予算があまりつかないかもしれないが、条例となれば人員や予算を手当てするなどの措置が必要になるのでは。
- 及川委員 すべてに根拠をもった内容として掲げられるということか。
- 田口委員 万人に対して示されるので、しっかり守らなければいけないとなるので、当然予算を要求する根拠ともなるだろう。新潟県条例との関係がよく分からないが、政令指定都市になると、新潟県条例に囚われずに新潟市が自由に内容を策定することができるということか。
- 池田課長 政令市だからいいというわけではない。
- 田口委員 新潟県条例と新潟市条例との整合性は、いかがか。
- 松田係長 政令市に限らず、市町村が新潟県条例と同等以上の条例を作れば、新潟県条例はかかっているが、その事業に関しては市町村条例の方で扱うことができるということ。例えば、新潟県条例の対象事業を新潟市域では想定せず、新潟市条例の対象事業としなかった場合に、結果として新潟市域で事業が行われることになれば、その事業は、新潟市条例ではなく新潟県条例でアセスされることとなる。政令市だけではなく、県内では上越市でもアセス条例の策定を検討されているとのこと。
- 田口委員 「知事が認めるときは」となっているということは、「新潟県は手を引くので、市町村がやってください」という逃げ道を与えているという印象を受ける。本当は、新潟県条例が優先されるのではないか。
- 及川委員 新潟市条例は独立したものであって、新潟県条例との上下関係のようなものはないだろう。
- 田口委員 条例化については、透明性の確保などの理由から賛成。
- 及川委員 いずれにしても、実効性の確保と審議会の位置付けは明確にしなければならぬということ、当然のこと。
- 南委員 要綱と条例の一番の違いは、民主的な正当性。また要綱は、あくまでも行政指導ということ。

- 及川委員 事業者に対して説明する際も条例の有無は、かなり違う。アセスの実施に当たって裁判のような法的な問題が起こった場合も、条例の有無は大きな違いとなるだろう。
- 千葉委員 条例化により、要綱によるいくつかの問題点が避けられるのであって、基本的には条例化でいいということ。
- 及川委員 それでは、新潟市の環境影響評価制度の形式は、「条例」という前提で検討を進めるものとする。

【対象事業について】

- 及川委員 検討課題2「対象事業について」ということで、まず事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 (資料2, 資料2 - 1 及び資料2 - 2 に基づき説明)
- 及川委員 対象事業ということで説明があったが、いかがか。
- 野中委員 資料2の「1 概要」の二重枠で囲まれた検討案ということで、新潟市の制度の対象とする事業について ~ というものを対象事業としたいということは了解だが、「こういうものを対象事業とする」というようなものを具体的に盛り込んだものが資料2 - 1 ということか。
- 松田係長 その通り。
- 野中委員 対象事業は、条例の中に盛り込みたいということか。
- 松田係長 条例としてではなく、施行規則の中に盛り込まれる。
- 千葉委員 新潟県条例の実情に合わせて、これは必要、これは必要でないという説明があったが、実際に進めていくときに想定外のことが生じた場合に弾力的に対応することはできるか。例えば、対象事業を選択する手段として「市長が必要と認めるもの」というようなものを含める必要があるのでは。都計二種工作物について分かりにくいので、どのようなものかを資料中に記述する配慮を求めたい。
- 松田係長 「市長が認めるもの」というものは、必ず含めることとしたい。

松田係長

都計二種工作物については、都計第二種工作物として打ち出している名古屋市の例によると、都市計画法に規定する第二種工作物の設置の事業として10ヘクタール以上のものを対象としている。

参考として特定工作物とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」をいう。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」をいう。）をいう。

この第二種特定工作物を、名古屋市では定めている。

また、新潟県もこれを含んで定めている。

第二種特定工作物とは、1ヘクタール以上のものをいうが、野球場、庭球場、陸上競技場、動物園その他の運動・レジャー施設である工作物及び墓園である。

学校附帯施設、港湾環境整備施設、都市公園、自然公園、スキー場、マリナー、博物館は、該当しない。

第二種特定工作物については、市街化調整区域内における開発許可の基準を定めた都市計画法第34条の適用を受けない。

新潟県の「レクリエーション対象事業」として含めているものは、ゴルフ場、スキー場、墓園を除いた第二種特定工作物、自然公園事業、都市公園事業といったものをレクリエーション対象事業と位置づけて対象としている。

千葉委員

今のような明確な説明があるならば、資料2-1の一番下の部分で「3」とし、一読して分かるような形で盛り込んでいただきたい。

松田係長

了解した。

野中委員

対象とする理由の中で、大規模とか面の話とは別に、小規模であっても業種によっては、地下水汚染や土壌汚染など河川を汚染する要因は、たくさんあるが、そのような場合が想定されていない。

業種によっては、かなりの危険性があるならば、小規模であっても環境アセスが必要ではないか。

そのような点的な汚染は、かなり問題になっていることが明らかということ。

畜産施設に関しても、小規模だからいいということではない。確かに法規制がされていて、適正に排水しなければならないことにはなっているが、そのような施設を作る段階でアセスによりチェックしなければならないと考える。

松田係長	<p>やはり規模が問題になると考える</p> <p>極端な例でクリーニング店ということになると、事業所を作るのにアセスのために3年かかるとなると、事業がまったく成り立たなくなる。</p> <p>クリーニング業法や薬品を使用するための関連法令により直接、行政指導などを行い、汚染させないための対応を採らせるというのが第一となる。</p> <p>その中で、著しい影響を及ぼすものについては、環境アセスを行うということ。</p> <p>そもそも、環境アセス制度の必要性を鑑みて、アセスの実施に耐えうる大規模性、事業の影響の大きさに注目すべき。</p> <p>個別の法律に任せる事業と、アセス制度を通さねばならない事業というふうに考えると、ある程度の事業規模を考慮しなければ、アセス制度は、成り立たないと考える。</p>
野中委員	<p>場合によっては、市長が個別に対応することは、可能かどうか。神奈川県などは、対象事業が多くあるようだが、新潟県条例で対象事業となっていないからといって同様とする必要は、ないと考えるが。</p>
池田課長	<p>必要性がどこまであるかということ。</p> <p>すべてアセスの手続きをすればいいということは、その通りだが、アセスを実施するとすると相当の期間と経費を要し、それに見合うだけの事業規模がないと負担が大きい。</p> <p>個別の法令で対応できるものは、個別の法令で対応したいということ。</p> <p>環境への影響が著しいものに限定しないと、経済との両立も成り立たなくなる。</p> <p>例えば、騒音規制法や悪臭防止法といったものがあるが、そういう法律ですら小規模事業者に対する配慮があり、相応の規制と配慮が前提として求められているということ。</p> <p>規制するには、相応の根拠が必要となる。</p> <p>市民側からすれば、すべてアセスしてもらいたいというのだろうが、事業者側からの考え方からすれば負担に耐えられないという意見もあるだろう。</p> <p>行政としては、アセスの対象としてどこまでが適切かということについて、その判断が問われる。</p>
及川委員	<p>今後学校は、統廃合が進み、どこかで用地造成が行われるかもしれない。</p> <p>大学も淘汰され、統廃合となるかもしれない。</p>

池田課長	新潟大学も現在の五十嵐キャンパスに移るときに、広大な用地を造成することとなった。 あの規模であれば、ある程度の影響はあるかと考えていたが、実際にそれほど問題となる影響は、生じなかった。
及川委員	最初は小さくても、後で民間デベロッパーが周囲に入ってきて、大きくなるというケースも想定される。 今ここで項目をすべて決定しようというわけではなくて、考え方の試案があるということ。 新潟は、地下の天然ガスを採掘できないことになっているが、長岡のように天然ガスを採掘して東京まで輸送するというようなケースは想定できないか。
田口委員	新潟市内で天然ガスを掘っては、いけないのか。
野口係長	新潟市は、昔から地盤沈下が発生し、昭和35年頃がピークだった。 工場側の自主規制と当時の通商産業省の指導があり、地盤沈下に対応するため、工場が自主的に採掘を止めていった。 新潟県は、昭和60年以降に実績のある井戸について、その井戸を止めて、その代わりに同規模の井戸（代替井）を掘ることを認めた要綱を制定した。 それが、今年の4月から新潟市の所管となったが、それについて今現在のレベルで掘っている。 ただし、掘った水は、すべて地中に戻すことになっている。
南委員	対象事業は、施行規則で定めると言われたが、これは、条例で定めるものではないか。
松田係長	新潟県条例において、対象事業は、条例で定められている。 新潟市条例は、新潟県条例と同様の形態を採りたいと考えているので、新潟市条例では、条例で対象事業を定めることとしたい。
南委員	資料2 - 1で示されている1～34の対象事業のうち、新潟市で採用するものを、新潟市条例で定めるということでよろしいか。
松田係長	その通り。 規模などは、施行規則で定めることとしたい。

- 松田係長 先ほど「市長が認めるもの云々」という話をしたが、新潟県条例の方では「県知事が認めるもの云々」という文言ではなかった。「前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業」ということで、規則の方で定めることとなる。
- 藤堂委員 除外する事業の中に原子力発電所とあるが、これは、採用しないということで決定なのか。
- 池田課長 すべての原子力発電所は、国がアセスを実施するので、新潟県条例や新潟市条例では定められない。
- 藤堂委員 電気工作物に関して、発電所の附随施設として他都市では対象事業として考えているということか。
- 松田係長 発電所とは別に、変電所のようなものを電気工作物として位置づけている
- 藤堂委員 送電線の設置については、対象事業とならないか。
- 松田係長 対象とならない。
- 藤堂委員 それは、環境への影響がないからか。
つまり、風力発電は、対象事業として含まれている。
風力発電は、山の中に鉄塔などを設置するが、同様のことは送電線でも想定される。
風力発電が対象となる一方、送電線が対象とならないのは奇妙な印象を受けるが。
- 松田係長 新潟市内の送電線だけをアセスの対象とすることは考えられないということ。
電力の送電先により、新潟県内を横断したり、他県に及ぶ場合もあり、新潟市内の送電線だけアセスを実施しても実効性が得られない。
そもそも、送電線について新潟県が対象としていない中で、新潟市が市域分だけを対象としても意味がない。
- 藤堂委員 廃棄物最終処分場を入れられているが、中間処分場のような施設は、工場・事業場の枠組みの中で取扱うということか。
固形燃料製造施設のようなものも想定されると考えるが。

及川委員 中間処理施設は，他の対象事業の中に含まれるということか。

松田係長 例えば，工場・事業場の項目で該当することができる。

野中委員 河川の対象事業で堰のところだが，ため池については，新潟県は，ため池が比較的多いが。

松田係長 ため池は，ここでは該当しない。
新潟県もため池は，対象としていない。

及川委員 ため池をどう考えるかだが，該当しないのでは。
検討課題 2 は，ここで決めるわけではなく，また検討課題 3 の内容を理解しないと議論できない部分が多いので，とりあえず次に移りたい。

【対象事業の規模要件について】

及川委員 検討課題 3 「対象事業の規模要件について」ということで，まず事務局から説明をお願いしたい。

松田係長 (資料 3，資料 3 - 1 及び資料 3 - 2 に基づき説明)

及川委員 非常に大きな課題であり，法の規模要件の 50% で妥当かどうかということと，新潟市がいずれ企業誘致や人口増加を進めていくうえでの兼ね合いなどがある。
新潟東港を考えると新潟市は，新潟市条例で，聖籠町は，新潟県条例でアクセスをすることで，条件的に聖籠町の方がいいとなれば，ますます聖籠町へ企業が進出していくということが起こりうる。
いずれにしても，対象事業の規模要件ということで説明があったが，いかがか。

野中委員 出された数字の根拠が分からない。
例えば，風力発電所は，新潟市の場合，海岸線に 15 台設置していいのかという考え方も出てくる。
単純に福島県の事例に準ずるのではなく，それなりの根拠がないといけない。
また，他の自治体に比べて厳しい部分もあるが，甘い部分もある。
そのあたりの理由づけが事務局の方であれば，説明していただきたい。

- 池田課長 規模要件の根拠については、調査をしているが明確な根拠を見出せていない。
国が第1種と第2種を分ける際に、第2種は、第1種に準ずるものとし、準ずるものの考え方として法の解釈では0.75ということで、まず75パーセントというものが出てくる。
新潟市がもう少し厳しくするに当たって、もう25パーセント上乘せして50パーセントでどうかという大まかなもの。
考え方がよく分からない中で、とりあえず50パーセントと設定し、他都市や新潟県の例を参考としながら、飛行場、廃棄物最終処分場、農用地造成事業、工場・事業場などについては、50パーセントより厳しくしようということ。
事例がなくどうしたらいいか分からない中で、1つの案として、風力発電所であれば福島県の基準しか出せていない。
これが、15台ではなくて10台ではないかと言われても、新潟県内では根拠となる事例がない中で判断が難しい。
- 野中委員 土石採取の採掘面積について、他都市が軒並み20ヘクタール以上としているところ、京都市では5ヘクタール以上としているように特徴を出している感じがあるので、新潟市独自の考え方があっていいのでは。
- 池田課長 そういう意味では、農用地造成事業の一部について新潟市は、50ヘクタールとしているが、新潟県は、500ヘクタールとなっている。
この点については、非常に厳しくなっている。
- 野中委員 新潟市内の西地区の方で、砂丘地の休耕地で砂採りをされている事例がたくさんある。
今までは、何も規制がかからないままとなっているので、その点も見込んでいただきたい。
- 池田課長 個別に小規模で開発されてしまうと、手の打ちようがない。
また、赤塚の砂丘地は、自然公園法でかけられているので新潟県の許可が必要となっている。
しかし、現実的には、かなり開発されてしまっている。
それで、新潟市では、50ヘクタール以上であればアセスの対象とするということで考え方を出した。
ただし、50ヘクタール未満のものについては、経済との両立や事業者への負担ということから、アセスの対象としないということ考えている。

- 松田係長 砂丘を掘った後に廃棄物を埋めてしまうことについては，アセスで抑えられる話ではなく，他の法律で規制すべき。
- 及川委員 土採りは，どの事業に含まれるのか。
- 松田係長 土石採取ということで，50ヘクタール以上が対象となる。
- 池田課長 資料3 - 1でいうと18番の事業となる。
- 及川委員 野中委員のいう砂丘地から砂を採られるようなものは，ここに含まれるということか。
- 野中委員 環境に関わる部分については，厳しくしていただきたい。
- 松田係長 農用地造成事業のところでは，農用地を造成するための区画整理までアセスを実施してしまうことはできないので，これについては，新潟県と同様に500ヘクタール以上と考えている。砂地を採って，そこに何かを埋めてしまうというような土地の造成については，50ヘクタール以上にしたいと考えている。
- 千葉委員 やはり50パーセントの数字の根拠については，この部会の後審議会や議会でも争点となりうるので，よく検討した方がいい。専門の学会などによる論議を調査して，数字の根拠を説明できるようにする必要がある。風力発電所をアセスの対象にすることは結構だが，新潟市の規模要件として福島県の基準を採用というふうになっているが，我々がどんな規模なのかを見るときに，風力発電所の種類や大きさなどは決まっているのか。資料の中に台数として謳われていることは結構だが，問題は，設備の間隔を広く設定するのか密に設定するのかが，風の利用状況によって異なるということ。そのあたりについて福島県は，よく研究のうえで表に出されているのだから，この部会の後でも質問があるかもしれないので分かる範囲で調べておく必要がある。
- 及川委員 50パーセントのことについては，他の自治体の状況を調査してはどうか。
- 池田課長 いろいろと調査しているが，他の自治体も分からない部分が多い。

- 池田課長 他の自治体もさまざまな事例を勘案しながら設定したと思うが、最後は、大まかに決断したもののようだ。
- 松田係長 国がどのように設定したかについて、国に照会をしてみたが、国も分からないとのこと。
- 及川委員 規模要件の設定根拠については、難しい部分が多い。特別配慮地域の設定について、引き続き事務局から説明をお願いしたい。
- 松田係長 (資料3 - 3 及び資料3 - 4 に基づき説明)
- 及川委員 事務局の説明の他に、文化遺産的なものが多いと思うが。例えば、石油の里が国によって指定されたがどうか。
- 松田係長 新潟県条例には、文化遺産的なものを特別配慮地域として扱う概念は、入っていない。文化財については、文化財保護法、新潟県条例及び新潟市条例によって指定されていて、その視点ごとに分類するわけにはいかない。
- 及川委員 特別保護地域は、自然に関するものということで理解する。
- 南委員 保安林が特別配慮地域に含まれるかということと、保安林が指定解除された場合には、アセス制度の対象となるのかということについて訊きたい。
- 松田係長 保安林自体は、特別配慮地域に入れない。
- 池田課長 保安林が指定解除となれば、開発も可能となるのでその際は、アセス制度の対象となる。
- 野中委員 特別配慮地域になると規模要件に0.6が乗じられることとなるが、この0.6についてもそれなりの根拠が求められると考える。
- 池田課長 新潟県条例と同等のものにするためには、0.6より緩めるわけにはいかないということ。
- 及川委員 それでは、今日の時間がいっぱいとなったので、ここで次回のスケジュールと内容について事務局から説明をお願いしたい。

松田係長 | (次回のスケジュール及び内容について説明)

池田課長 | 日程は、12月中旬以降を目処として、後日改めて調整させていただきたい。

<閉会>

関根補佐 | これで、第2回新潟市環境審議会環境影響評価検討部会を閉会する。